

「京で輝く！女性活躍推進プロジェクト」シンポジウム及びセミナーに係る
企画運営業務仕様書

1 趣旨

「輝く女性応援京都会議^{※1}」で策定した「京都女性活躍応援計画^{※2}」に基づき、「京で輝く！女性活躍推進プロジェクト」として、①企業等の経営層，人事担当者，管理職を対象にしたシンポジウム，及び②一般社員及び女子学生を対象としたセミナーを実施する。

※1 京都における女性の活躍を推進するため，経済団体等と京都市，京都府，京都労働局が連携して平成27年3月に発足

※2 「輝く女性応援京都会議」の構成団体が，京都における女性の活躍を推進するために連携して取り組むに当たっての基本的な考え方を示す推進計画として，平成28年3月に策定

2 履行期間

契約の日～平成31年3月29日（金）

3 委託金額の上限額

金1,600千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記金額には，企画・運営人件費，講師等報酬，資料作成費等，委託業務の実施に係る全ての費用を含む。

4 事業内容

(1) 女性の活躍推進シンポジウム

ア 概要

企業等の経営層，人事担当者，管理職を対象に，京都企業の経営戦略として，女性の活躍推進に取り組み，働き方改革等を実践する企業の経営効果を共有し，かつ，自らの意思により働き又は働こうとする女性がその思いを叶え，その個性と能力を十分に発揮しながら職業生活で活躍することを考えるためのシンポジウムを実施する。

なお，企画内容は，講演会及びパネルディスカッションとするなど，応募者の提案による。

イ 対象

企業等の経営層，人事担当者，管理職

ウ 開催時期等

平成30年7月～8月上旬（1回）

エ 実施場所

京都市男女共同参画センター ウィングス京都 イベントホールほか，応募者の提案による

オ 定員

200名～300名

(2) 「女性の活躍推進」のためのセミナー

ア 概要

一般社員や女子学生を対象に、今後のキャリアデザインについて学べるセミナー等を実施する。

イ 実施内容

対象	開催時期（予定）	定員*	目的
一般社員 （1回）	平成30年11月	各回 30～50名程度 ※全セミナーの合計を130名以上とする。	男性、女性にかかわらず、両者が共にその個性と能力を十分に発揮することができる職場環境や働き方について考えることにより、男性の意識を変えると同時に、女性が職場で能力を発揮し、多様な生き方を選択できる社会の形成を目指す。
女子学生 （2回）	平成31年 1月～2月		女子学生が、企業側の工夫や様々な働き方があることを知ることで、自分が働く・働き続けるイメージを持ちながら就職できるよう、キャリアデザイン力を磨く。

ウ 実施場所

京都市男女共同参画センター ウィングス京都内施設のほか、企業や大学等、事業の実施目的に合致した場所（詳細については、委託者と受託者とで別途協議するものとする。）

※ 実施場所は企画内容の一部とし、提案項目とする。

5 委託業務内容

以下に掲げる各事業の企画運營業務を委託する。

- (1) 企画
- (2) 講師等の選定及び手配
- (3) 受講者の募集、受付及び管理
- (4) 募集チラシデータの作成
- (5) 当日のプログラムデータの作成（シンポジウムのみ）
- (6) 各種資料の作成
 - ・実施計画
 - ・運営マニュアル（タイムスケジュール、スタッフ配置表を含む。）
 - ・当日配布資料 等
- (7) 会場の運営
 - ・時間調整等の管理
 - ・司会者、運営スタッフ等の配置
 - ・参加者の誘導及び場内の整理
 - ・会場の設営・撤去
- (8) 事業実施後のアンケートの実施（事業効果や参加者ニーズの把握）
- (9) その他事業実施に必要な業務

6 業務上の留意事項

- (1) 本市事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都市と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、京都市の指示するところによる。
また、委託事業の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (3) 業務に課題がある又は起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、本市と協議のうえ、積極的に改善に取り組むこと。
- (4) 受託者は、この委託業務を通じて取得した個人情報については、契約期間中及び契約期間後において、京都市個人情報保護条例等に基づき、適正に管理し取り扱うこと。
- (5) 委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。
- (6) 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、本市に全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。
- (7) 本業務は内閣府「地域女性活躍推進交付金」を活用した事業であることを理解するとともに、業務に係る書類は事業終了後5年間保存のうえ、京都市監査事務局や会計検査院の監査対象となった場合は協力をすること。
- (8) 本業務仕様書に定めのない事項については、本市と協議するものとする。

7 業務完了報告

次の書類を提出すること。

- (1) 業務完了届（事業収支報告書を含む。）（1部）
全事業終了後、書面により速やかに提出すること。
- (2) 実施報告書（3部）
次の資料を、データ及び書面により、事業終了後1箇月又は平成31年3月29日のいずれか早い日までに、事業ごとに提出すること。

<提出書類>

- ・事業内容報告書
- ・当日配布資料
- ・アンケート集計結果
- ・当日写真
- ・広報物一覧
- ・広報先一覧